◇ 登録申請の要件

- O) 心理系の資格を持っていません。申請可能ですか?
- A) 医療系や福祉系などの有資格者の方でも申請可能です。
- O) 現在資格取得中です。申請可能ですか?
- A) 申請可能です。
- Q) 他社で登録オンラインカウンセラーをしています。申請可能ですか?
- A) 申請可能です。
- Q) 対面式の経験はありますが、オンラインの経験はありません。申請可能ですか?
- A) 申請可能です。
- Q) 認知行動療法やリラクセーション (呼吸法、ヨガ、マインドフルネスなど) の経験が少ない、もしくは未経験です。申請可能ですか?
- A) 申請可能です。
- Q) 職種(心理カウンセリング/ストレスマネジメント指導)をどちらで申請すればよろしいでしょうか?
- A) 募集要項に職種選定の基準が明記してありますが、迷われる場合は申請フォームの希望職種を、両方希望する、と記入しておいてください。
- Q) 登録申請から登録までの大まかなプロセスを教えて下さい。
- A) 登録申請(申請フォーム)→書面審査→職種決定(心理カウンセリング/ストレスマネジメント指導)となります。
 - ①心理カウンセリングの場合→トレーナー規約同意→トレーナー登録 (パスワード設定、プロフィール入力)
 - ②ストレスマネジメント指導の場合→トレーナー規約同意→研修受講→研修結果の審査(※)→トレーナー登録(パスワード設定、プロフィール入力)
 - (※) 不合格であれば心理カウンセリング職として登録となります

◇ サービス利用規約

- Q) 利用規約が業務委託契約にあたるのでしょうか? それとも、別に業務委託契約書等 があるのですか?
- A) 規約が業務委託契約に該当します。従って、同意のサインの前に内容をよくご確認ください。
- Q) 第 9 条 (登録トレーナーの義務) の中で、当組合 (運営事務局) が「一切の責任を負わない」という意味について詳しく教えてください。
- A) 心理士等の資格保有者として実施する心理相談における専門家としてのヒアリング・助言・援助・指導などの内容そのものについては、当組合は負いませんという意味です。これは、心理士(師)も医師や弁護士など士業と言われるプロフェッションと同様と認識しているからです。ただし、登録クライエントには、厳格な規定(登録資格や禁止事項)を設けており、クライエントからトレーナーに対して不当な言いがかりや悪質な嫌がらせ行為があった際には当組合は積極的にこれに関与し、クライエントを除名にしたり、場合によっては法的な手段を取ることもあります。したがって、トレーナーの方には安心してトレーニングを実施いただけるものと考えております。また、医学的な判断が求められるとトレーナーが思われた際には、当組合所属の専門医への相談はこちらで受け付けます。
- Q) クライエントからの嫌がらせによる損害や個人情報や画像流出などの原状回復に関しては組合(運営事務局)にて対応してもらえるのですか?
- A) 具体的な損害の保障や流出した画像の削除依頼など原状回復などに関しては、トレーナーご自身で保険加入(※)していただき一切を保険会社に任せていただく必要があります。これは、当組合と登録トレーナー間はあくまで委託契約であり雇用契約でないことに起因しています。これは他のオンラインカウンセリング事業者でもほぼ同様であると認識しております。しかしながら、当組合(運営事務局)では当該クライエントの除名対応や被害届等の法的対応への協力はさせていただきます。
 - (※) オンラインカウンセラーの方が入会できる保険 (クライエントとのトラブル解決) があるようです。心理士協会などが紹介されており、オンラインカウンセリングを行う 心理士の方の多くは入会されているはずです。
- Q) 第 33 条 (本規約等の変更) の中で、この規約の全部または一部を組合が任意に変更でき、その変更や追加によって登録トレーナーに損害があっても組合は責任を負いませんということでしょうか?

A) そういう意味ではありません。

変更や追加があった場合には、「ホームページやメールなどでお知らせしますので、 必ず変更や追加の規約内容をその都度確認してください。もしその確認を怠っていた ことにより登録トレーナーに何らかの損害があっても当組合は責任を負いません」と いう意味です。

(補足) 実際には大きな変更や追加が生じることは頻繁にはありませんし、その場合には重要事項となるので、必ずメールなどで登録トレーナーの方々へは事前通知することになります。

◇ トレーナーの登録情報(個人情報など)

- O) 登録情報はWEBサイトで公開されますか?
- A) 登録クライエント(会員登録した方)だけが閲覧できます。したがって、WEB サイトにアクセスしてこられる一般の方には一切公開されません。仮に、クライエントからトレーナーに対する誹謗中傷、脅迫、いやがらせ等の悪質な行為があった場合には、運営事務局にて当該クライエントに対して迅速かつ厳正に対処し然るべき措置を取らせていただきますのでご安心ください。
- O) 登録クライエント(会員登録した方) に公開される個人情報は何ですか?
- A) 氏名、顔写真、都道府県(所在)、保有資格、学歴(学位)、実務経験、専門分野(相談を受けることができる項目)、自己紹介文、となります。
- Q) WEB サイト上のプロフィールは、氏名や職場等の個人が特定できる形式となりますか?
- A) 氏名に関しては、匿名でのご登録に関しては、特別のご事情(個人事業の屋号として登録を希望される場合、裁判等の係争中など)の場合に限らせていただいております。これは、以下のような理由を根拠としております。医師、弁護士等のプロフェッションと同様に、"士業"として職務遂行する上で、顧客(クライエント)に本名を開示する必要があると考えています。本名で登録できないご事情を有する方は、運営事務局へご連絡下さい。

また、職場に関しては、特定できない形式で表示されます(心療内科クリニック、自治 体教育センター、企業健康管理センター、など)。

- Q) 顔写真は WEB サイトで公開されますか?
- A) 登録クライエント(会員) にのみ公開されます。基本的には実際の写真画像が望ましいですが、何かご事情のある方はイラストなどでも構いません。その場合は運営事務局へご連絡ください。
- Q) 職種が「ストレスマネジメント指導」として登録されたら「心理カウンセリング」は実施できないのでしょうか?
- A) ストレスマネジメント指導が遂行できると判断させていただくトレーナーの方であれば当然ながら、心理カウンセリングも遂行できる、というのが前提となっております。したがって、心理カウンセリングを実施していただいて全く問題ありません。ストレスマネジメントは医学と心理学の融合領域と捉えておりますので、ストレスマネジメント指導が遂行できると判断させていただくトレーナーの方であれば、心理カウンセリングも遂行できるという考え方がその根拠となります。
- O) 申請時に登録したメールアドレスは変更できますか?
- A) メールアドレスは原則変更できません。変更してしまいますとそれまでの全登録情報 (登録プロフィール、トレーニング履歴など)がクリアーされ新たに再登録することと なります。ネットのシステムはメールアドレスを本人確認のキーとして構築されることが多く Mind Body Trainer もそのような作りとなっております。したがって、登録 用のメールアドレスは gmail や yahoo メールなど継続して使用できるメールアドレスでお願いします。ちなみに、メールアドレスはマイページでご本人だけが見られるものであって、クライエント様には開示されません。 また、クライエントとの個別連絡も必要となりますが、その際には登録メールとは別のメールアドレス(クライエント連絡用)を使用していただいて全く問題ありません。
- Q) トレーナー自己紹介文の例文を教えてください。
- A) 特に記入上のルールはありません。以下にサンプルを示します。 おおよそ200~300字程度が標準的だと思います。

(記載例)

公認心理師・臨床心理士として心療内科クリニックで心理カウンセリングとマインドフルネス指導を行っています。また、リラクゼーションセラピストとしてボディケアなど身体面のケアもおこなっています。常に心身両面からのケアや指導を心がけています。自身が企業勤務経験もあるため、職場での悩みやキャリアに関するお話もご相談ください。自己

紹介としては、読書と掃除が趣味で、猫を飼っています。

(記載例)

ご自身のこと、ご家族のこと、お仕事のこと…様々なお悩みを、そのままにしておくのではなく、言葉にすることが、心身の健康に繋がります。ご自身の想いを整理し、本当はどうしたいのか、自分自身を知るきっかけになります。私は、医療機関、小・中学校、就労支援分野で20年以上心理カウンセラーとして活動しています。また、若い頃よりマインドフルネス、心身医療に関心を持ち、10代から瞑想をはじめ、現在はヨガやピラティスに通っています。お悩みの解決とともにコーチングを用いて一緒に目標達成のお手伝いをすることも可能です。皆さんの「変わりたい」「少しでも人生を良くしていきたい」という想いを応援します!

◇ トレーニングメニュー (概略)

- Q)「心理カウンセリング」と「ストレスマネジメント指導」の違いは何ですか?
- A)「心理カウンセリング」は、悩みや漠然とした不安・苦しみなど"こころ"の問題について、専門家との対話形式での助言・援助・指導を通じて、心の不調を改善し自分で問題を解決できるようになりたいというクライエントの方を対象とした1セッション毎のトレーニングメニューです。
 - 一方、「ストレスマネジメント指導」は、人生や仕事での夢や目標を実現するために、自身で習慣的にストレスを軽減し、日常的に心と身体の健康を維持できる能力(メンタルリテラシー)を高めたいと希望されるクライエントの方を対象としたプログラム形式のトレーニングメニューです。
- O)トレーナー側からクライエントを選択できますか?
- A) 原則トレーナー側からは選択できません。ただし、問題のあるクライエントに対しては 運営事務局が対応させていただきます。
- Q) いったん「心理カウンセリング」職で登録されても、その後、資格・経験、知識の習得 に応じて「ストレスマネジメント指導」職として登録されることは可能ですか?
- A) もちろん可能です。但し、「ストレスマネジメント指導」の研修審査を通過しいただく 必要があります。研修は定期的に実施いたします。

◇ トレーナー報酬や支払い

- Q) 登録申請後、トレーナー報酬額はいつ頃決まるのでしょうか?
- A) 報酬額決定に関しては、書類審査、最終審査(研修受講者の場合)などを経ますので、 少し時間を要してしまいますが、正式に登録が決まった段階でシステムの登録いたし ます。その直後にマイページ用のパスワード設定依頼メールが送られてきます。パスワ ード設定を済ませてマイページにログインしていただければその中に報酬額をご確認 いただけます。
- Q)トレーニングを実施後の報酬額の支払い方法やタイミングについて教えて下さい。トレーナーへの支払のタイミング(締め日と支払日)については、どのようなご予定かお知らせいただければ幸いです。
- A) クライエントからの入金確認後 (カード決済) にトレーナーへのお支払いが行われます。 具体的には、クライエントからの入金確認月の月末締めで、1 ケ月分まとめてトレーニ ング報酬額を指定口座に振り込みいたします。したがって、クレジットカード会社から の入金タイミングにもよりますが、標準的にはトレーニング実施月の翌々月 10 日前後 のお振込みとなります。ちなみに、振込手数料は運営事務局にて負担いたします。
- Q) 個人で確定申告をしているのですが、源泉徴収票は発行してもらえるのでしょうか?
- A)トレーナーの方々とのご契約は、雇用契約(従業員や契約社員、アルバイト)でなく業務委託契約となりますので源泉徴収自体がありません。したがって、所得に関しては給与所得でなく、委託報酬の売り上げ所得として計上されるので、この所得を確定申告に含めて税申告していただくことになるかと思います。詳しくは税理士または税務署へお問い合わせください。

◇ その他

- A) Mind Body Trainer を退会する時の手続きを教えてください。また何かの事情でしばらくトレーニングを行えない場合は、一度退会しなくてはならないのでしょうか?
- Q) 退会をご希望される方は、問い合わせより「退会希望」を選択し、退会の申請をしてく

ださい。申請受理後、運営事務局にて退会処理を行い完了した旨をメールにてご報告いたします。但し、いったん退会手続きを完了しますと、会員情報は全て削除されマイページへのログイン、ご利用履歴の閲覧、その後のアカウント復元、等は一切出来なくなりますので予めご了承ください。したがって、半年程度であればトレーニングが実施できなくても「不在会員」として登録されるのがよいと思います。その旨を運営事務局に事前にお伝えいただければ、「不在会員」として事務対処させていただきます。

- A) Mind Body Trainer でのトレーニング実施だけでなく、事業の企画運営、さらには昭和 大学ストレスマネジメント研究所の研究活動・教育活動にも関わることはできます か?
- Q) Mind Body Trainer は、ステークホールダー参加型の共創事業を目指しております。したがって事業企画・運営面につきましても、トレーナーの方々のご意見などを参考とさせていだきたく存じます。可能であれば事業構築そのものにも参画していただくことも歓迎いたします。さらに、昭和大学ストレスマネジメント研究所が実施する研究活動や教育活動へも積極的にご協力いただき、研究・教育、社会実装(実践・臨床)の発展・普及に向けて共に歩んで参りたいと考えております。この点も他の事業者さまとは大きく異なる Mind Body Trainer の特徴であると認識しています。